

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年2月10日

【四半期会計期間】 第89期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)

【会社名】 河西工業株式会社

【英訳名】 KASAI KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊 邦幸

【本店の所在の場所】 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

【電話番号】 0467(75)1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務役員 半谷 勝二

【最寄りの連絡場所】 神奈川県高座郡寒川町宮山3316番地

【電話番号】 0467(75)2555

【事務連絡者氏名】 取締役 常務役員 半谷 勝二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第3四半期 連結累計期間	第89期 第3四半期 連結累計期間	第88期
会計期間	自 2018年4月1日 至 2018年12月31日	自 2019年4月1日 至 2019年12月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高 (百万円)	168,703	152,709	227,257
経常利益 (百万円)	7,770	5,492	11,081
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	3,095	1,368	4,536
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	3,169	579	3,816
純資産額 (百万円)	69,480	67,705	70,150
総資産額 (百万円)	142,849	153,436	143,287
1株当たり四半期(当期) 純利益 (円)	80.13	35.38	117.41
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	80.06	35.38	117.33
自己資本比率 (%)	43.0	38.8	43.0

回次	第88期 第3四半期 連結会計期間	第89期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年10月1日 至 2018年12月31日	自 2019年10月1日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失 (円)	17.52	0.82

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

主要な関係会社の異動は、以下のとおりです。

(欧州)

第1四半期連結会計期間において、Kasai (Germany) GmbH を新規に設立し、連結の範囲に含めております。

また、KASAIKOGYO MOROCCO SARL AU を新規に設立いたしました。連結業績に与える影響は軽微であり、重要性が乏しいため、非連結子会社・非持分法適用会社としております。

(アジア)

第2四半期連結会計期間において、武漢河達汽車飾件有限公司を新規に設立し、連結の範囲に含めております。

また、当第3四半期連結会計期間において、傲成集団有限公司との合併により、広東河澤汽車飾件有限公司を新規に設立し、持分法適用の関連会社に含めております。

この結果、2019年12月31日現在では、当社グループは、当社、子会社22社、関連会社9社により構成されることになりました。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 財政状態の状況

(資産)

総資産は1,534億36百万円と前連結会計年度末に比べ、101億49百万円の増加(+7.1%)となりました。この主な要因は、仕掛品が53億89百万円増加、有形固定資産が19億2百万円増加したことによるものであります。

(負債)

負債は857億31百万円と前連結会計年度末に比べ、125億94百万円の増加(+17.2%)となりました。この主な要因は、短期借入金が増加、支払手形及び買掛金が24億円増加したことによるものであります。

(純資産)

純資産は677億5百万円と前連結会計年度末に比べ、24億44百万円の減少(-3.5%)となりました。この主な要因は、為替換算調整勘定が18億98百万円減少、非支配株主持分が3億98百万円減少したことによるものであります。

(2) 経営成績の状況

当第3四半期連結累計期間における世界経済は、米中通商交渉の一部合意やEU離脱問題などの一部に状況緩和の動きがみられるものの、米国とイランの対立激化、中東情勢の緊迫化による原油価格の急騰など、先行き不透明な状況が続いております。米国では、雇用・所得環境は引き続き好調を維持しておりますが、製造業においては米中貿易摩擦による輸出の伸び悩みが見られました。中国では、インフラ投資は堅調に推移しながらも、米中貿易摩擦の影響は続いており、米国向け輸出の減少や個人消費の悪化により景気の減速が継続しております。その他アジア新興国も米中貿易摩擦の影響を受け、成長は鈍化しております。欧州においては、ユーロ圏では、個人消費が底堅く推移するも、英国のEU離脱によるFTA交渉の先行きが懸念事項となり、成長は減速傾向となりました。

我が国経済においては、雇用・所得環境の改善や設備投資の増加がみられるものの、海外景気の減速により引き続き輸出の低迷や製造業の生産伸び悩みが見られます。

当社グループの関連する自動車業界では、米国市場の新車販売はピックアップトラック、SUVなどライトトラックの販売が堅調を維持しておりますが、乗用車の販売低迷により全体では減少傾向が続いております。中国市場では米中貿易摩擦、排ガス基準の切替、新エネルギー車補助金減額などの影響を受け、全体の販売台数は減少しました。欧州市場の自動車販売は、英国情勢の影響で英国、ユーロ圏ともに販売減少が続いております。日本市場では、前年同期と比べ新車販売台数は増加しております。

このような経営環境の中で、当社グループではグローバル市場における自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、製品開発力・技術力の強化を図り、海外を含む取引先への拡販を積極的に進めております。これらの活動の成果として、『1 STEP成形工法 縫製加飾ヘッドライニング』がモノづくり日本会議/日刊工業新聞社が主催する「2019年"超"モノづくり部品大賞(モビリティ関連部品賞)」を受賞いたしました。

この結果、当第3四半期連結累計期間における売上高は、北米及び中国地域の伸び悩みや米国会計基準を採用している子会社においてASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を第1四半期連結会計期間より適用したことにより、買戻し契約に該当する有償支給取引について売上と原価を相殺表示した影響もあり、1,527億9百万円と前年同四半期に比べ159億93百万円の減収(-9.5%)となりました。営業利益は、新車立上げ準備費用の増加や、新拠点設立費用の影響により、48億74百万円と前年同四半期に比べ23億17百万円の減益(-32.2%)となりました。経常利益は54億92百万円と前年同四半期に比べ22億78百万円の減益(-29.3%)となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は13億68百万円と前年同四半期比17億26百万円の減益(-55.8%)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(日本)

日本では、輸出車種や高級乗用車の減産影響により、売上高は482億40百万円と前年同四半期比72百万円の減収(0.2%)となりましたが、セグメント利益は、新規車種の立上げ効果や前年同四半期に比べ立上げ準備費用の減少もあり4億24百万円(前年同四半期比6億83百万円の増益)となりました。

(北米)

アメリカ市場でのSUVへの需要シフトによる乗用車需要の大きな落ち込みにより、当社受注車種も減産影響を受けております。また、ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を第1四半期連結会計期間より適用したことにより、売上高が73億69百万円減少しております。この結果、売上高は628億35百万円と前年同四半期比113億78百万円の減収(15.3%)となり、セグメント利益は新車関連費用の増加により、7億39百万円と前年同四半期比5億64百万円の減益(43.3%)となりました。

(欧州)

欧州では、新拠点立上げにより、売上高は121億46百万円と前年同四半期比9億36百万円の増収(+8.4%)となりましたが、生産準備費用の増加や受注車種の生産終了もあり、セグメント損失は14億47百万円(前年同四半期は4億82百万円のセグメント損失)となりました。

(アジア)

中国地域での新車販売の伸び悩みにより、売上高は294億88百万円と前年同四半期比54億79百万円の減収(15.7%)となり、セグメント利益は52億77百万円と前年同四半期比14億86百万円の減益(22.0%)となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

また、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

当社グループのめざすべきもの

当社は1946年に事業を開始して以来、自動車産業の発展と共に技術開発や生産システム作り、人材開発に積極的に取り組み、自動車内装部品の研究開発、製造、販売におけるトップメーカーとしての地位を築いてまいりました。

当社グループは長期ビジョンとして「グローバルエクセレントカンパニーの確立」の理念のもと、グローバル市場における自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、製品開発力・技術力の強化を図り、海外を含む取引先への拡販を積極的に進めております。

これらの高い技術と共に、最高の品質と価格競争力をもった製品をグローバルに供給することによって、取引先に満足していただくとともに、環境への影響を充分配慮した製品造りを通じて、社会に貢献できる収益力ある企業であることが、当社グループのめざすべきものと考えております。

創業以来培ってきた高い志に基づく経営理念、品質、技術、そして企業文化を共有する人材という有形無形の財産が、当社グループを継続的に発展、ひいては、広く社会から信頼される企業へと導き、企業価値・株主共同の利益確保・向上を可能にするものと考えております。

基本方針

当社は上場会社である以上、原則として、株主は株式の自由な取引を通じて決まるものであり、当社自身の判断で定めるべきではないと考えております。従いまして、大規模買付行為の提案に応じるか否かについても、あくまで、最終的には個々の株主の意思に基づき行われるべきものと考えております。

また、大規模買付行為が提案された場合、当社グループの企業価値に与える影響、大規模買付行為の目的や買付後の経営方針等の情報が十分に株主に提供されるとともに、適切に判断する為の時間が充分確保されるべきであると考えております。

株式の大規模買付行為を行う者の中には、短期的利益を獲得することのみを目的とする者もあり、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させる恐れが生じることもあり得ます。大規模買付行為により当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配するという事は、すなわち、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取り組む責務を有するものであると考えておりますが、このようなことを理解せず、当社グループの企業価値・株主共同の利益を毀損させるような大規模買付行為を行う者は、当社グループの財務及び事業の方針を支配するものとして不適切であると考えております。

企業価値・株主共同の利益向上への取り組み

当社グループでは、企業価値・株主共同の利益向上への取り組みとして、以下の通り、中期経営計画に基づく各施策と、コーポレート・ガバナンスの枠組みに基づく透明性の高い企業運営を行っております。

イ) 中期経営計画に基づく取り組み

当社グループは「グローバルエクセレントカンパニー」という理念のもと、グローバル市場での自動車内装部品企業としての地位を確立すべく、中長期の計画を策定し、企業価値向上の為の諸施策を実施しております。

ロ) コーポレート・ガバナンスの取り組み

当社グループは、法令等を遵守し、事業等に関するリスクをコントロールしつつ、自律型・高収益企業としての地位を確立することをめざしております。その為のコーポレート・ガバナンスの取り組みとして、取締役会を月1回以上開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項及び経営に関する重要事項を決定することとしている他、2016年の株主総会を経て、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員会は、取締役の職務執行並びに国内外の当社グループ会社の業務内容や財務状況の監視を行っております。また、執行役員制度を導入しており、業務執行に係る重要事項を経営会議において審議、決定する体制をとっております。関連規程を定め、法令等に沿った適時開示を行う体制を整備している他、投資家向け説明会を通して、当社グループの取り組みを直接投資家に説明することや、当社ホームページに最新の企業情報を開示することで、透明性の高い経営をめざしております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ) 本対応方針の目的

当社は上場企業として当社株式の自由な売買を認めるべきであるとの考えから、ある特定の者から大規模買付の提案がなされた場合、これを一概に否定するものではなく、あくまで個々の株主により最終的に判断されるべきものと考えております。当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者を、当社自身が判断するという事は考えておりません。

しかしながら、大規模買付の提案の中には、当社グループの本源的価値を適切に反映していない恐れがあるものや、株主、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーの皆様との中長期的な良好な関係が損なわれる恐れのあるものが無いとは言いきれません。また、当社グループの財務及び事業の方針を支配する者は、当社グループの経営理念、企業文化、或いは将来のビジョンを理解・実践し、企業価値・株主共同の利益の向上と社会的貢献に継続的に取り組む責務を有するものであることを理解しない者が現れないとも限りません。

従いまして、不適切な者によって当社グループの財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する為にも、大規模買付行為がなされた場合には、それに応じるか否かを個々の株主が判断する為の情報と時間を確保すること、当社の取締役会が株主の皆様へ代替案を提示する為の情報と時間を確保すること、そして透明性を確保する為、大規模買付者からの情報、提案、当社取締役会からの意見、提案を全て速やかに開示すること、等を大規模買付ルールとして制定することにより、個々の株主が適切な判断を行える体制を整えることといたしました。

ロ) 大規模買付行為の定義

次のa若しくはbのいずれかに該当する行為（ただし、予め当社取締役会が承認したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません）、またはその可能性のある行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

- a. 当社が発行する株券等（注1）に関する大規模買付者の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当社株券等の買付行為。
- b. 当社が発行する株券等（注1）に関する大規模買付者、及びその特別関係者（注3）の株券等保有割合（注4）の合計が20%以上となる当社株券等の買付行為。
（注1）金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株式等をいう。
（注2）金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。
（注3）金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。
（注4）金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいう。

ハ) 大規模買付ルールの制定

a. 意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、当社代表取締役社長宛に、本件大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文書等を記載した意向表明書をご提出いただくこととします。この意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。

なお、当社の取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領したことについて、速やかに情報開示を行います。

b. 大規模買付者に対する情報提供要求

当社が上記意向表明書を受領して10営業日以内に、株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成の為、当社代表取締役社長宛に提供していただく情報（以下「大規模買付情報」といいます）のリストを大規模買付者に交付します。その項目の一部は以下の通りです。

- 1) 大規模買付者（組合・ファンドの場合は組合員、その他構成員を含みます）及びそのグループの概要（具体的な名称、資本構成、財務内容等を含みます）。
- 2) 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価格・種類・買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます）。
- 3) 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等）、及び買付資金の裏付け（実質的提供者を含む資金の提供者の具体的名前、調達方法、関連する取引の内容を含みます）。
- 4) 大規模買付行為完了後に意図する当社経営方針、事業計画、配当政策、財政政策、資本政策、資産活用等（当社に対し重要提案行為等を行う予定がある場合は、その具体的内容を含みます）。
- 5) 買付後の社員、取引先、顧客、その他の利害関係者の処遇方針。
- 6) 買付後の少数株主との利益相反回避策。
- 7) その他取締役会が合理的に必要と判断する情報。

c. 大規模買付者情報の追加提供と情報開示について

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実及び提供された大規模買付情報について、株主の皆様への判断のために必要と認められる場合には、適切と判断する時点でその全部、若しくは一部を開示するものとしたします。

また、当初提供いただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。この場合は、当社取締役会は、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が追加で必要とする情報及び必要な理由を通知するものとしたします。

d. 評価期間

当社取締役会が十分な情報提供を受けたと判断した場合、60日（対価を円貨の現金のみとする公開買付による全株式の買付の場合）、または90日（上記以外の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案の為の期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として与えられるべきものと考えます。取締役会評価期間中、取締役会はフィナンシャルアドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、その他社外の専門家等の助言を受けながら、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、一般に公開いたします。また、取締役会が必要と判断した場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の変更について交渉し、取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、係る取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとしたします。

二) 大規模買付ルールが遵守されない場合の対応

当社の大規模買付ルールにつきましては、当社における手続きの透明性・客観性を高め、個々の株主が適切な判断を行えるよう十分な情報を入手できる体制を整えることを目的としており、新株予約権や新株の割当を用いた具体的な買収防衛策について定めるものではありません。

かかる大規模買付ルールが遵守されず、大規模買付行為がなされた場合、この手続き違反の事実のみをもって直ちに新株予約権や新株の割当といった具体的な対抗処置を実施する予定はございませんが、善管注意義務を負う受託者として、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

ホ) 大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると認められる場合の対応

以下 a. から h. の類型に該当すると認められ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に反すると当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、適切な時点においてその判断を公開し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう、適切に対処していく所存であります。

- a. 真に当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ、株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社株式の買付を行っている判断される場合（グリーンメーラー）。
- b. 当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要顧客等をそのグループ会社に委譲させることを目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- c. 当社グループの経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として、不当に流用する目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- d. 当社グループの経営を一時的に支配して、当社グループの不動産や有価証券等の高額資産を売却処分させ、その処分益をもって一時的な高配当をさせるなどで株価の急上昇を狙い、当社の株式を売り抜ける目的で当社株式の買付を行っている判断される場合。
- e. 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、株主の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要する恐れがあると判断される場合。
- f. 大規模買付者による支配権取得により、株主、取引先、従業員等の当社グループステークホルダーの利益を含む当社グループの企業価値が著しく毀損すると予想されたり、当社グループの企業価値の維持及び向上を著しく妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合。
- g. 大規模買付者の経営陣または主要株主に反社会勢力と関係する者が含まれている場合など、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合。
- h. その他、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に明らかに反すると認められる場合。

大規模買付ルールの改廃等

大規模買付ルールにつきましては、2017年5月23日より発効することとし、有効期間は3年間といたします。ただし、当社は、有効期間中であっても、当該ルールについて随時再検討を行い、見直しすることがあるものとしていたします。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間における研究開発費の総額は10億4百万円であり、この他に新車開発及び既存製品の改良等で発生した研究開発関連の費用は36億75百万円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	127,695,000
計	127,695,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2020年2月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	39,511,728	39,511,728	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株 あります。
計	39,511,728	39,511,728		

(注) 提出日現在発行数には、2020年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年12月31日	-	39,511,728	-	5,821	-	1,455

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 663,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 38,834,100	388,341	-
単元未満株式	普通株式 14,628	-	-
発行済株式総数	39,511,728	-	-
総株主の議決権	-	388,341	-

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式 5,000株(議決権50個)が含まれております。

2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「業績連動型報酬制度」にかかる信託口が保有する当社株式155,400株(議決権の数1,554個)が含まれております。

3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式34株が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 河西工業株式会社	神奈川県高座郡 寒川町宮山3316	663,000	-	663,000	1.68
計	-	663,000	-	663,000	1.68

(注) 保有自己株式には、業績連動型報酬制度導入に伴い設定した信託口が保有する当社株式 155,400株は含まれておりません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2019年10月1日から2019年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	20,441	20,904
受取手形及び売掛金	28,117	28,721
製品	992	1,340
仕掛品	8,973	14,362
原材料及び貯蔵品	5,871	5,345
その他	4,191	6,202
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	68,588	76,876
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	1 44,126	1 46,528
減価償却累計額	22,358	23,118
減損損失累計額	581	576
建物及び構築物(純額)	21,186	22,834
機械装置及び運搬具	1 74,234	1 74,447
減価償却累計額	50,669	53,021
減損損失累計額	905	852
機械装置及び運搬具(純額)	22,660	20,573
工具、器具及び備品	28,929	30,698
減価償却累計額	23,708	25,186
減損損失累計額	55	54
工具、器具及び備品(純額)	5,164	5,457
土地	7,469	7,464
建設仮勘定	6,651	8,705
有形固定資産合計	63,131	65,034
無形固定資産		
のれん	521	761
その他	802	705
無形固定資産合計	1,324	1,467
投資その他の資産		
投資有価証券	7,302	7,389
その他	2,947	2,676
貸倒引当金	7	6
投資その他の資産合計	10,242	10,059
固定資産合計	74,698	76,560
資産合計	143,287	153,436

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,394	24,794
短期借入金	13,923	23,712
未払法人税等	1,112	650
賞与引当金	1,237	1,019
その他	10,790	13,264
流動負債合計	49,457	63,441
固定負債		
長期借入金	18,869	18,385
退職給付に係る負債	775	266
その他	4,034	3,638
固定負債合計	23,679	22,289
負債合計	73,136	85,731
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,821	5,821
資本剰余金	5,868	5,876
利益剰余金	52,012	51,983
自己株式	541	535
株主資本合計	63,160	63,145
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,009	1,897
為替換算調整勘定	3,590	5,489
退職給付に係る調整累計額	10	3
その他の包括利益累計額合計	1,570	3,595
新株予約権	5	-
非支配株主持分	8,554	8,155
純資産合計	70,150	67,705
負債純資産合計	143,287	153,436

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
売上高	168,703	152,709
売上原価	147,325	133,535
売上総利益	21,378	19,174
販売費及び一般管理費	14,186	14,299
営業利益	7,192	4,874
営業外収益		
受取利息	217	233
受取配当金	170	146
持分法による投資利益	206	191
為替差益	65	-
補助金収入	90	504
その他	124	154
営業外収益合計	875	1,230
営業外費用		
支払利息	283	415
為替差損	-	180
その他	13	17
営業外費用合計	296	613
経常利益	7,770	5,492
特別利益		
固定資産売却益	7	8
投資有価証券売却益	30	-
新株予約権戻入益	-	2
特別利益合計	37	11
特別損失		
固定資産売却損	2	4
固定資産除却損	27	246
災害による損失	27	-
その他	2	-
特別損失合計	60	251
税金等調整前四半期純利益	7,748	5,251
法人税、住民税及び事業税	2,860	2,091
法人税等調整額	13	122
法人税等合計	2,847	2,214
四半期純利益	4,901	3,037
非支配株主に帰属する四半期純利益	1,805	1,668
親会社株主に帰属する四半期純利益	3,095	1,368

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
四半期純利益	4,901	3,037
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	855	112
為替換算調整勘定	896	2,204
退職給付に係る調整額	85	13
持分法適用会社に対する持分相当額	64	126
その他の包括利益合計	1,731	2,457
四半期包括利益	3,169	579
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,696	655
非支配株主に係る四半期包括利益	1,473	1,235

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

(連結の範囲の重要な変更)

第1四半期連結会計期間より、Kasai (Germany) GmbHを新規に設立し、第2四半期連結会計期間においては、武漢河達汽車飾件有限公司を新規に設立し、連結の範囲に含めております。

(持分法適用の範囲の重要な変更)

当第3四半期連結会計期間より、広東河澤汽車飾件有限公司を新規に設立し、持分法適用の範囲に含めております。

(会計方針の変更等)

(顧客との契約から生じる収益(ASC第606号)の適用)

米国会計基準を適用している在外連結子会社において、ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を、第1四半期連結会計期間より適用しております。

ASC第606号の適用により、約束した財又はサービスが顧客に移転された時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識することが求められており、適用にあたっては遡及修正による累積的影響額を適用開始日時点で認識する方法に従っております。

この結果、従来の方法に比べ、当第3四半期連結累計期間の売上高は7,369百万円減少しております。なお、期首の利益剰余金、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
建物及び構築物	371百万円	371百万円
機械装置及び運搬具	19百万円	19百万円
合計	390百万円	390百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
減価償却費	7,049百万円	7,337百万円
のれんの償却額	117百万円	123百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年6月22日 定時株主総会	普通株式	658	17.00	2018年3月31日	2018年6月25日	利益剰余金
2018年11月6日 取締役会	普通株式	698	18.00	2018年9月30日	2018年12月6日	利益剰余金

(注) 1. 2018年6月22日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金額2百万円が含まれております。

2. 2018年11月6日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金額2百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	699	18.00	2019年3月31日	2019年6月24日	利益剰余金
2019年11月8日 取締役会	普通株式	699	18.00	2019年9月30日	2019年12月5日	利益剰余金

(注) 1. 2019年6月21日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金額2百万円が含まれております。

2. 2019年11月8日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託が保有する自社の株式に対する配当金額2百万円が含まれております。

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	アジア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	48,312	74,213	11,209	34,967	168,703	-	168,703
セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,597	4	577	558	8,737	8,737	-
計	55,910	74,217	11,787	35,526	177,441	8,737	168,703
セグメント利益 又は損失()	259	1,304	482	6,763	7,326	134	7,192

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 134百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	アジア	計		
売上高							
外部顧客への売上高	48,240	62,835	12,146	29,488	152,709	-	152,709
セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,826	9	164	447	6,448	6,448	-
計	54,066	62,844	12,310	29,936	159,158	6,448	152,709
セグメント利益 又は損失()	424	739	1,447	5,277	4,993	118	4,874

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 118百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(会計方針の変更)

会計方針の変更に記載のとおり、当社グループの米国会計基準を適用している在外連結子会社は、ASC第606号「顧客との契約から生じる収益」を第1四半期連結会計期間より適用しております。

この結果、従来の方法に比べ、北米セグメントの当第3四半期連結累計期間の売上高は7,369百万円減少しております。なお、セグメント利益又は損失()に与える影響はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	80円13銭	35円38銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	3,095	1,368
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(百万円)	3,095	1,368
普通株式の期中平均株式数(株)	38,628,065	38,690,671
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	80円06銭	35円38銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	32,189	721
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 役員向け業績連動型株式報酬制度に係る信託が所有する当社株式を1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、控除した当該株式の期中平均株式数は155,429株であります。

2 【その他】

第89期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)中間配当について、2019年11月8日開催の取締役会において、2019年9月30日の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議し、配当を行っております。

配当金の総額	699百万円
1株当たりの金額	18円00銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	2019年12月5日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月6日

河西工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	茂木浩之	印
--------------------	-------	------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三浦靖晃	印
--------------------	-------	------	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている河西工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、河西工業株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。